

今年も
ブータン王国陸上チームが
来町します!

寄居町長
花輪利一郎



ご案内のとおり、町では、昨年10月に「2020東京五輪ブータン王国の事前キャンプに関する協定書」をブータン王国オリンピック委員会、為末氏が代表理事を務める（一社）アスリートソサエティと3者で締結し、同国陸上競技の事前キャンプ地に正式に決定しました。今年度も、2020年の東京オリンピックに向けて、ブータン王国オリンピックチームとの交流や強化支援を積極的に推進していきます。

昨年度は、ブータンオリンピックチームを迎えて、トレーニングや交流事業を行ったほか、年度末には、「ブータン王国 幸せの秘訣」と題し、事前キャンプ地決定記念講演を行い、多くの方にご来場いただき、同国に対する理解を深めていただきました。



今年度の交流事業では、5月17日からブータンオリンピックチームを迎え、トレーニングを行っていただくほか、為末氏による親子陸上教室を予定しています。

また、昨年同様、選手たちは、町内の家庭にホームステイをしていただき、町民との交流を深めていただく予定です。

さらに今年度は、同国との交流事業をさらにステップアップし、教育分野での繋がりも重視していきたいと考えております。今回は、寄居城北高校の視察を行うほか、男衾小学校ではブータンに関する授業を予定しており、児童・生徒との活発な交流が図れればと考えているところであります。

昨年の調印式の際には、ジゲル・ウゲン・ワンチュク王子殿下から「2020年までのみではなく、それ以降も続く、友好関係の始まりになればと願っています」という温かいお言葉をいただきました。今後も引き続き、ブータン王国との交流を積極的に行っていくと考えておりますので、町民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



写真は昨年度の陸上教室の様子

ご協力ください! 農地・山林の適正管理



町内では、有害鳥獣による農作物の被害が増えています。原因のひとつは、有害鳥獣の数の増加です。町では、農作物の被害を最小限に抑制し、有害鳥獣の個体数を減らすために、有害鳥獣捕獲事業を寄居猟友会（新井一好会長）に委託しています。

また、遊休農地や管理の行き届いていない山林が増えていることも、被害増加の原因のひとつとして考えられます。農作物の被害を拡大させないためには、皆さんが所有する農地・山林等の管理が重要になります。草を伸ばし放題にするなどして、有害鳥獣のすみかを増やさないよう、適正な管理をお願いします。

■**農地に廃棄作物を放置しない**
農地に収穫しない廃棄作物を放置していませんか？動物にとっては、格好のエサとなります。適正に処分しましょう。

■**不要な果樹の伐採を検討する**
田畑のそばに果樹を植えている場合、熟れて落ちた果実が動物を引き寄せの原因になっていることもあります。収穫しない果実は適正に処分し、食べない果樹であれば、伐採を検討しましょう。

■**草むら、ヤブを刈って見通しをよくする**
農地周辺の草むらやヤブは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで田畑や人の様子をつかっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。草むらやヤブはできるだけ見通しをよくするよう管理しましょう。

■**山林の下刈り等を行い見通しをよくする**
下草が繁茂した山林は、動物の隠れ場所になることがあります。下刈り等、適正に山林を管理することによって、動物を寄せ付けない環境にすることが重要です。

■**問い合わせ**
農林課 (☎581・2121内線402) へ。

一部を補助します! 電気柵等の購入費用

町では、有害鳥獣による農作物被害を未然に防止するため、農業者等が実施する防除対策事業に対して、費用の一部を補助します。

■**対象**／①町内に住所を有し、町内の農地等に電気柵や防護柵を設置する方②町内に住所を有し、町内の農地等を適正管理し、有害鳥獣が近づきにくい環境づくりを実施する農家集団等

■**補助金対象範囲**／①電気柵や防護柵の購入費用
②鳥獣が近づきにくい環境づくりに要する費用（燃料代、機器購入費、消耗品代等）

■**補助金額**／事業に要する費用の2分の1以内、30,000円を上限（100円未満切り捨て）。予算額に達した時点で受付終了となります。

■**申請方法**／各事業を実施する前に、農林課に備え付けてある補助金交付申請書に記入のうえ、添付書類を添えて農林課へ提出してください。5月19日(金)から受付を開始します。

■**添付書類**／事業実施の位置図、事業費用の見積書、会員名簿（農家集団等の場合）

■**問い合わせ**／農林課 (☎581・2121内線402) へ。

ご利用ください! 農地の貸借制度

農地を貸し借りするには、法律に定められた手続きが必要となります。『農業経営基盤強化促進法』による「農用地利用権設定等促進事業」を利用すれば『農地法』第3条の許可を得ることなく、農業利用のために農地を貸し借りすることができます。

■**制度の特徴**
○耕作面積が50アールに満たなくても、農地を借りることができます。
○貸借期間が終了すれば、離作料等を支払うことなく農地が返還されるので、安心して貸すことができます（手続きをすれば継続して貸すことも可能）。
○『農地法』第3条よりも手続きが容易です。

■**手続き方法**
農用地利用権設定等申出書を農林課へ提出してください（毎月10日締切。土・日曜日の場合は翌開庁日）。※貸す人・借り人の状況によって、このほかにも提出書類が必要になる場合があります。

■**新規就農者も利用しています!**
岸本圭司さん(岩崎)は、宮崎県で団体職員をしていましたが、奥さんの実家がある寄居町で就農したいと引っ越してきました。農業委員会に農地探しを相談し、この制度を利用して用土に約20アールの農地を借りることができました。

開催します! 歯科イベント

毎年6月4日～10日を「歯と口の健康週間」として、歯の衛生に関する正しい知識の普及とともに、健康の保持増進に寄与することを目的としたイベントを開催しています。町では、歯科健康診査（乳幼児）や歯周疾患検診（成人）、ブラッシング指導、フッ化物塗布などを行います。

歯の健康づくりのため、ご家族お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

■**日時**／5月28日(日)午前9時～正午

■**場所**／保健福祉総合センター

■**内容**

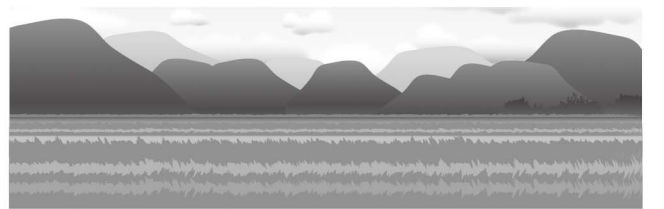
項目	対象者	定員	持参する物
成人歯科健康診査 (歯周疾患検診) ブラッシング指導	20歳以上	100人	健康手帳(既にお持ちの方)
幼児歯科健康診査 ブラッシング指導 フッ化物塗布	幼児 (2歳～就学前の 6歳児)	60人	母子健康手帳、洗濯バサミ2個、 タオル1枚、手鏡、コップ、歯ブラシ、 汚れてもいい服装

※50歳到達者には、別途歯周疾患検診受診の勧奨通知を郵送します。

■**費用**／無料

■**申し込み**／5月10日(水)～26日(金)に、保健福祉総合センターへ電話でお申し込みください。

■**問い合わせ**／保健福祉総合センター (☎581・8500) へ。



制度利用者の声



岸本圭司さんと ミニトマト

岸本さんは「新規就農で最初から50アールもの農地は耕作できませんので、この制度が利用できてよかったです。夢だったミニトマトのハウス栽培を始めます。頑張って美味しいミニトマトをたくさん作っていきたいです」と抱負を話してくれました。

■**問い合わせ**／農林課 (☎581・2121内線408) へ。